

186 わかりやすい！第6類消防設備士試験 新訂第1版 第3刷 正誤表

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

頁	箇所	誤	正
51	問題23 解説	(2)【問題20】参照	<b>(3)</b> 【問題20】参照
76	下から5行目	(イ) 防火対象物の関係者 <b>(防火管理者など)</b> が点検を行うもの	(イ) 防火対象物の関係者が点検を行うもの
155	最下行 [例題の答]	・・・ <b>A</b> 火災 ( <b>普通</b> 火災)	・・・ <b>C</b> 火災 ( <b>電気</b> 火災)
157	下から9行目	(安全弁⇒二酸化炭素消火器、ハロン1301消火器に使用されている)	(安全弁⇒二酸化炭素消火器、ハロン1301消火器及び <b>100cm<sup>3</sup>を超える加圧用ガス容器(作動封板付きは除く)</b> に使用されている)
176	2行目	B 薬剤は <b>1年に1回、再充てんする必要</b> がある。	B 薬剤 <b>交換は、定期的に行うのがよい。</b>
	11行目	に詰め替える必要があります。	に詰め替える <b>ように推奨</b> されています。
194	8行目	ただし、製造年から8年を経過したものは別ロットとする。	ただし、製造年から8年を経過した <b>加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を経過した蓄圧式の消火器</b> は別ロットとする。
240	2行目	(この <b>6</b> の項目のみ・・・)	(この <b>7</b> の項目のみ・・・)
249	表の下(13)	( <b>14</b> の⑩と <b>15</b> の⑥の違いに要注意)	( <b>(12)</b> の⑩と <b>(13)</b> の⑥の違いに要注意)

P118 こうして覚えようの下の※部分の括弧を入れ替える

<p>※3項イとロについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられていないもの」が対象です。</li> <li>○ 下線部が「防火上有効な措置が講じられているもの」については⇒②のグループに入る(150㎡以上で設置義務)。</li> <li>○ 「火を使用する設備や器具」を設けていないもの⇒消火器具の設置そのものが不要。</li> </ul>
---

P119のトップに追加

3※	イ 料理店、待合等
	ロ 飲食店

※3項イとロについて、「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられているもの」についてはこの②のグループに入ります。